



# 専門職が指導や助言を行います 【介護保険事業所向け】

利用料  
無料

地域リハビリテーション活動支援事業では、専門職が事業所等へ出向き介護職員へ技術的助言を行うことで、介護予防や自立支援に資する取組みを促進します

## 対象

■島原市、雲仙市、南島原市に所在する介護保険事業所

## 利用できる専門職

■リハビリ職 ■管理栄養士（栄養士）

■歯科衛生士 ■薬剤師

## 利用回数

■年度内に上限2回まで

介護  
予防



自立  
支援

このような時にぜひご利用ください！（※これらは一例です）

効果的な集団・個別のリハビリ方法等を教えてほしい

運動強度や注意点を知りたい



自立支援に向けたアセスメントや支援方法のポイントを教えてください

身体機能やフレイル、認知症検査等の評価方法が知りたい



えん下に問題がある利用者が増えてきた…支援のポイントを教わりたい



## 利用の流れ

※申請書等は、本組合ホームページからダウンロードできます。

1. まずは、介護保険課へ申請書を提出してください。【様式第2号】
2. 介護保険課が申込書を受理後、専門職へ依頼します。
3. 専門職から担当者の方へ連絡が入りますので、日程調整や実施内容の確認を行ってください。
4. 終了後、専門職が実施報告を行います。

※調整に時間がかかる場合がございます。余裕を持って申請してください。

※専門職の都合等により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

### 【問合せ・申込先】

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

電話：0957-61-9102 FAX：0957-61-9104

メール：chiikishien@shimabara-area.net

〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階